

別 紙（店舗型性風俗特殊営業）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

（用語の意義）

1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、風俗営業の許可を取り消すことをいう。
- (2) 「営業停止命令」とは、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場業営業、興行場営業、旅館業、住宅宿泊事業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 「営業廃止命令」とは、法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又は第31条の15第2項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。
- (4) 「指示処分」とは、法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (5) 「法令違反行為」とは、法令（法に基づく条例を含む。）に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条若しくは第35条の2に掲げる罪に当たる違法な行為（2において

「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。) 若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「令」という。)第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為(以下「政令で定める重大な不正行為」という。)をいう。

(指示処分との関係)

2 風俗営業者、特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し、営業停止命令(法第26条第2項及び第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。)又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの(法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。)を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合(起訴相当として送致した場合に限る。)
- (4) 短期20日以上の量定に相当する処分事由(法に基づく条例の違反に係る処分事由であって各都道府県において短期20日以上の量定が定められているものを含む。)に当たる法令違反行為が行われた場合
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良な風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある場合

る重大な結果が生じた場合
(量定)

3 取消し又は営業停止命令（法第26条第2項又は法第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

(1) 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業

- A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあっては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあっては、6月の営業停止命令。
- B 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、3月。
- C 20日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、40日。
- D 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日（別表の処分事由1（30）遊技機変更届出義務違反にあっては基準期間1月）。
- E 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。
- F 5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、7日。
- G 営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）

- H1 1月以上3月以下の営業停止命令。基準期間は、2月。
- H2 20日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、1月。
- H3 5日以上1月以下の営業停止命令。基準期間は、10日。

(2) 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

- A 8月の営業停止命令
- B 2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、4月。
- C 1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、2月。
- D 20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は、1月。
- E 10日以上2月以下の営業停止命令。基準期間は、20日。

F 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日。

(取消し)

4 取消しは、9前段に定める場合及び量定がAである処分事由がある場合のほか、3及び7から9までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、10(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

(営業廃止命令)

5 営業廃止命令は、3及び7から9までに定めるところにより、量定の長期が8月に達した場合で、10(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

(情状による軽減)

6 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。

(営業停止命令の併合)

7 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(観念的競合)

8 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとする

ものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

9 最近1年間に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

また、最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止命令の処分事由について3及び6から8までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

10 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間（7に規定する場合は各処分事由のうちその量定が最も長いものに定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、8に規定する場合は各処分事由のうちその量定が最も長いものに定められた基準期間を基準期間とし、9後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、3及び6から9までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽

減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。
- (イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。
- (ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。
- (エ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。
- (オ) 悔悛の情が見られないこと。
- (カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。
- (キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。
- (ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

- (ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。
- (イ) 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかつたことについて過失がないと認められること。
- (ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行つたことがなく、悔悛の情が著しいこと。
- (エ) 具体的な営業の改善措置を自主的に行つてゐること。

(3) 法第26条第2項、法第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、法第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(営業停止等命令と他の行政処分との関係)

11 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、法第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

12 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

【店舗型性風俗特殊営業】			
<法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為>			
(1) 営業届出義務違反の罪		第27条第1項・第3項、 第52条第4号・第5号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪		第27条第2項・第3項、 第54条第6号	E
(3) 広告・宣伝の禁止違反の罪		第27条の2、第53条 第1号	C
(4) 広告・宣伝の方法違反の罪		第28条第5項、第53 条第2号	C
(5) 客引き禁止違反の罪		第28条第12項第1号、 第52条第1号	B
(6) 客引き準備行為禁止違反の罪		第28条第12項第2号、 第52条第1号	B
(7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪		第28条第12項第3号、 第50条第1項第5号	A
(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪		第28条第12項第4号、 第50条第1項第5号	B
(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違 反の罪		第28条第12項第5号、 第50条第1項第5号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪		第31条第4項、第55条 第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪		第36条、第53条第3号	D
(12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪		第36条の2第1項、第5 3条第4号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義 務違反の罪		第36条の2第2項、第5 3条第5号	D
(14) 報告・資料提出義務違反の罪		第37条第1項、第53条 第6号	D
(15) 立入の拒否、妨害、忌避の罪		第37条第2項、第38条の2 第1項、第53条第7号	D
<法第30条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為>			
(16) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186 条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に 係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、第226条、 第226条の2（第3項については、営利又はわいせつ の目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、 第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225 条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯		A	

した者を <u>ほう</u> 帮助する目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。) 若しくは第3項（當利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第26条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
(17) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(18) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(19) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(20) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(21) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(22) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(23) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(24) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(25) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(26) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(27) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの	A
(28) (27)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(29) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A

<政令で定める重大な不正行為>

(30) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
(31) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意	D

	思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 法第2条第6項第1号又は第2号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 令第5条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務	
(32)	(31)に規定する手段によって、客に(31)イ、ロ若しくはハに掲げる役務 ((31)ロに掲げる役務にあっては、令第2条第3号に規定する興行に係るものをお除く。)の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(33)	大麻取締法第24条の2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3 (大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。) 又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	B
(34)	毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(35)	覚醒剤取締法第41条の2 (所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3 (同法第19条若しくは第20条第2項 (これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。) 又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4 (同法第30条の7、第30条の9 (譲渡に係る部分に限る。) 又は第30条の11 (他人に対する施用に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(36)	麻薬及び向精神薬取締法第64条の2 (譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2 (同法第27条第1項、第3項又は第4項 (これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(37)	あへん法第52条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(38)	競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(39)	自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(40)	小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D

(41) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(43) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第27条第5項、第29条	C
(44) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第28条第4項に基づく条例、第29条	C
(45) 清潔な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第28条第8項、第29条	C
(46) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第28条第9項、第29条	C
(47) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第28条第10項、第29条	C
(48) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第28条第11項(第18条の2)、第29条	C
(49) (43)～(48)以外の指示処分違反	第29条	C
(50) 営業停止命令違反	第30条第1項、第49条第4号	A

備考

(量定基準)

- A 8月の営業停止等命令
- B 2月以上8月以下の営業停止等命令。基準期間は、4月。
- C 1月以上8月以下の営業停止等命令。基準期間は、2月。
- D 20日以上4月以下の営業停止等命令。基準期間は、1月。
- E 10日以上2月以下の営業停止等命令。基準期間は、20日。
- F 5日以上40日以下の営業停止等命令。基準期間は、14日。

